

○宿泊型自立訓練サービス費

基本部分		
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合	(268単位)
	(2) 利用期間が2年を超える場合	(162単位)
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合	(268単位)
	(2) 利用期間が3年を超える場合	(162単位)
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)
地域移行支援体制強化加算		
(1日につき55単位を加算)		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		
(1日につき41単位を加算)		
初期加算		
(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
日中支援加算		
(1日につき270単位を加算)		
通勤者生活支援加算		
(1日につき18単位を加算)		
入院時支援特別加算 (月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき561単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき1,122単位を加算)
帰宅時支援加算 (月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき374単位を加算)
長期入院時支援特別加算		
(1日につき76単位を加算)		
長期帰宅時支援加算		
(1日につき25単位を加算)		
地域移行加算		
(利用中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)		
地域生活移行個別支援特別加算		
(1日につき670単位を加算)		
精神障害者地域移行特別加算		
(1日につき300単位を加算)		
強度行動障害者地域移行特別加算		
(1日につき300単位を加算)		
食事提供体制加算(Ⅰ)		
(1日につき48単位を加算)		
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)	(1) 夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき448単位を加算)
		(2) 夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき269単位を加算)
		(3) 夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき168単位を加算)
		(4) 夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき122単位を加算)
		(5) 夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき96単位を加算)
		(6) 夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき79単位を加算)
		(7) 夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき67単位を加算)
		(8) 夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき58単位を加算)
		(9) 夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき52単位を加算)
		(10) 夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき46単位を加算)
	ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1) 夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき149単位を加算)
		(2) 夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき90単位を加算)
		(3) 夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき56単位を加算)
		(4) 夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき41単位を加算)
		(5) 夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき32単位を加算)
		(6) 夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき26単位を加算)
		(7) 夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき22単位を加算)
		(8) 夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき19単位を加算)
		(9) 夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき17単位を加算)
		(10) 夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき15単位を加算)
	ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算)
看護職員配置加算(Ⅱ)		
(1日につき13単位を加算)		
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×57/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×41/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×23/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)
福祉・介護職員処遇改善特別加算		
(1月につき +所定単位×8/1,000)		

注

利用者の数が利用定員を超える場合 又は 生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 又は 生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算
×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100
			利用者全員について、1日につき5単位を減算

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可